

11/21

青色申告・年末調整説明会

名古屋西税務署では、平成三十年分の個人事業者の青色申告決算、年末調整や消費税軽減税率制度に関する説明会を次のとおり開催します。

	青色申告決算説明会	年末調整等説明会	消費税軽減税率制度等説明会
とき	11月21日(水) 午後1時～午後2時	11月21日(水) 午後2時10分～午後3時35分	11月21日(水) 午後3時45分～午後4時30分
ところ	北名古屋市文化勤労会館 小ホール (北名古屋市法成寺蔵化60番地)		
対象	青色申告の承認を受けている個人事業者の方	法人事業者、個人事業者の方	法人事業者、個人事業者の方
内容	決算書の書き方 *青色決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封されます。	年末調整の仕方 関係諸用紙の書き方 *事前にお送りする書類をご持参ください。	軽減税率制度や軽減税率対策補助金制度の概要

▼問合せ 名古屋西税務署 ☎052・521・8251(自動音声案内・「2」を選択してください)

11/30

個人事業税納期限

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。第二期分の納期限は十

一月三十日(金)です。

今年度から、第二期分の納付書は、八月に県からお送りした納税通知書に同封しておりますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所へ納付してください。

Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングやATMを利用して納付することもできます。ただし、領収証書は発行されませんので、必要な方は金融機関などの窓口で納付してください。▼問合せ 県名古屋北部県税事務所 課税第一課県民税・事業税第二グループ ☎052・531・6304

国税に関する相談窓口

所得税や相続税などの国税に関することをご不明な点があるときは、国税庁ホームページの「タックスアンサー」から項目別やキーワードで検索できます。パソコンやスマートフォンで「タックスアンサー」と検索してください。また、電話による相談も可能です。▼問合せ 名古屋西税務署 ☎052・521・8251(自動音声案内・「1」を選択すると「電話相談センター」につながります)

十一月三十日は年金の日

十一月三十日は年金の日です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未

来の生活設計について考えてみてください。「ねんきんネット」をご利用いただき、いつでもご自身の年金記録を確認できます。将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。▼問合せ ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570・058・5555

保険料控除証明書を送付

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。平成三十年一月一日から九月三十日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が十一月中旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

なお、十月一日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の二月上旬に送付されます。ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができます。ご家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除

証明書」については、控除証明書のはがきに記載されている専用ダイヤルへお問い合わせください。▼問合せ 名古屋西年金事務所 ☎052・524・6855

年金事務所相談・ 手続の事前予約

全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続の事前予約を受け付けています。事前予約をご利用いただくことで、待ち時間を少なくすることができます。

ご予約は一月前から相談希望日の前日まで行っています。申込みの際は、基礎年金番号の分かるものをご用意ください。▼予約受付時間帯 平日の午前八時三十分～午後五時十五分 ▼問合せ 名古屋西年金事務所 ☎052・524・6855 5 全国共通予約専用電話 ☎0570・05・4890

無戸籍者解消の相談窓口

法務局では、事情があつて子ども出生届を出していないなど日本国民であるにもかかわらず戸籍に記載がない方について、戸籍に記載されるための相談を行っています。相談は無料です。秘密は厳守します。▼問合せ 名古屋法務局民事行政部戸籍課 ☎052・952・8072(午前八時三十分～午後五時十五分 土日祝日除く)